項番	記載箇所	改定前	改定後
1	表題	Web21利用規定（2024年8月）	Web21利用規定（2025年5月）
2	2.本サービスの申込その他の手続	(1)申込方法 本サービスを利用するためには、本規定の各条項を認識し了承の上、当行所定のWeb21に関する申込書による申込、ValueDoor 利用規定第7条に定めるWeb申込その他の当行所定の手続(以下、併せて「本サービス申込等手続」といいます)が必要です。当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービス申込等手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。 本サービスを利用できる契約者は、法人および個人事業主の方に限ります。 本サービス申込等手続が当行所定の方法によりなされた場合、当行は正当な権限を有する者により適法かつ有効に本サービス申込等手続がなされたものと認めることができるものとし、契約者は、本サービス申込等手続後に行われた本サービスの利用その他一切の取引について、正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。 外国為替および外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行宛に提出するなど当行所定の手続を行い、当行がかかる手続を受け付け、本サービスの一部の利用を承諾した場合に限り、当該本サービスの一部のみ利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下、「ValueDoor」といいます)の利用を開始し、ValueDoor の管理専用ID、および本サービスを利用させる利用者毎に利用者IDを取得しておくことが必要です。また、資金移動サービスご利用の場合は、承認用に、別途「ValueDoor利用規定」に定める電子認証またはICカード認証の利用者IDを取得するとともに、ValueDoor追加認証の適用対象となっている利用者IDについてはValueDoor 追加認証の利用が必要です。ValueDoorの利用にあたっては、ValueDoor利用規定(ValueDoor追加認証を利用する場合においては、ValueDoor 追加認証にかかる利用規定を含みます。以下同じ)が適用されるものとします。なお、本規定に「管理専用ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第6条に定める「管理専用ID(副)」を含むものとします。また、本規定に「利用者ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor利用規定第6条(5)に基づき当行所定の方法により本サービスの利用権限を付与された管理専用IDおよび管理専用ID（副）を含むものとします。	(1)申込方法 本サービスを利用するためには、本規定の各条項を認識し了承の上、当行所定のWeb21に関する申込書による申込、ValueDoor 利用規定第7条に定めるWeb申込その他の当行所定の手続(以下、併せて「本サービス申込等手続」といいます)が必要です。当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービス申込等手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。 本サービスを利用できる契約者は、法人および個人事業主の方に限ります。 本サービス申込等手続が当行所定の方法によりなされた場合、当行は正当な権限を有する者により適法かつ有効に本サービス申込等手続がなされたものと認めることができるものとし、契約者は、本サービス申込等手続後に行われた本サービスの利用その他一切の取引について、正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。 外国為替および外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行宛に提出するなど当行所定の手続を行い、当行がかかる手続を受け付け、本サービスの一部の利用を承諾した場合に限り、当該本サービスの一部のみ利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下、「ValueDoor」といいます)の利用を開始し、ValueDoor の管理専用ID、および本サービスを利用させる利用者毎に利用者IDを取得しておくことが必要です。また、資金移動サービスご利用の場合は、承認用に、別途「ValueDoor利用規定」に定める電子認証またはICカード認証、パスワード認証の利用者IDを取得するとともに、ValueDoor追加認証の適用対象となっている利用者IDについてはValueDoor 追加認証の利用が必要です。ValueDoorの利用にあたっては、ValueDoor利用規定(ValueDoor追加認証を利用する場合においては、ValueDoor 追加認証にかかる利用規定を含みます。以下同じ)が適用されるものとします。なお、本規定に「管理専用ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第6条に定める「管理専用ID(副)」を含むものとします。また、本規定に「利用者ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor利用規定第6条(5)に基づき当行所定の方法により本サービスの利用権限を付与された管理専用IDおよび管理専用ID（副）を含むものとします。
3	3.本人確認	(3)ⅢD、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカード等の管理 ①ⅢD、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカードその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵は第三者には一切開示しないものとします。また、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末についても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。 ②ⅢD、パスワード、電子証明書、秘密鍵、ICカード、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末その他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行宛直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。	(3)ⅢD、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカード等の管理 ①ⅢD、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカード、端末における生体認証その他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵は第三者には一切開示しないものとします。また、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末についても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。 ②ⅢD、パスワード、電子証明書、秘密鍵、ICカード、スマートフォン、ワンタイムパスワード端末、端末における生体認証その他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行宛直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。
4	表題	Web21 外部連携サービスに関する利用規定　(2017年7月制定)	Web21 外部連携サービスに関する利用規定　(2025年5月改定)
5	1．外部連携サービスの内容等	(5)利用環境 本サービスは、当行所定の動作環境を備えた端末に限り、利用することができます。但し、当行所定の動作環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用ができないことがあります。	(5)利用環境 外部連携サービスは、当行所定の動作環境を備えた端末に限り、利用することができます。但し、当行所定の動作環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用ができないことがあります。
6	1．外部連携サービスの内容等	(6)田数料 ①外部連携サービスの利用にあたっては、当行所定の月額取扱手数料および消費税が必要となります。この場合、当行は月額取扱手数料および消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出を受けることなしに、契約者がWeb21利用規定2.(2)の定めにより届け出たEB手数料決済口座(Web21親仔契約に関する規定に定める親仔契約の場合は、親契約のEB手数料決済口座となります)から当行所定の日に引落します。 ②当行は、後記2.(1)に従い、ValueDoor の管理専用ID(または管理専用ID(副))にて当行所定の方法により権限設定を認められた利用者ID(以下、「セキュリティ管理利用者ID」といいます)により、利用者IDに外部連携サービスにかかる利用権限が設定されたことをもって、契約者が前記1.(6)①の手数料に同意したものとみなします。 ③当行は、契約者に事前に通知することなく月額取扱手数料を変更する場合があります。 ④契約者は、外部連携サービスの利用について、別途特定事業者に対して手数料および消費税の支払が必要となる場合があります。	(6)手数料 外部連携サービスの手数料は無料です。